

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	母子保健に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

吹田市は、母子保健に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

大阪府吹田市長

## 公表日

令和6年12月16日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	<p>母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき母性並びに乳幼児の健康の保持及び増進を目的とした業務を行う。</p> <p>母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①妊娠届出書の受理、母子健康手帳の交付、妊産婦・乳幼児に対する健康診査及び保健指導、訪問指導等の実施・勧奨。</p> <p>②低出生体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に係る費用の支給、または費用の徴収に関する事務。</p>
③システムの名称	①健康情報管理システム(母子保健) ②団体内統合宛名システム ③中間サーバー ④ぴったりサービス
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健情報管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表70の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48、71、80、95、112の項 2. 情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95、96の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	児童部 すこやか親子室
②所属長の役職名	室長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	吹田市役所 市民部 市民総務室 住所:〒564-8550 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号 電話番号:06-6384-1456
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	吹田市役所 児童部 すこやか親子室 住所:〒564-0072 大阪府吹田市出口町19番2号(吹田市立保健センター3階) 電話番号:06-6339-1214
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[ ]適用した

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月15日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月15日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ○ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[      ]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性の確認を実施している。このような対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

## 9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[○] 内部監査

[ ] 外部監査

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

<選択肢>

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じている。具体的には、①特定個人情報を含む書類は施錠できる書棚等に保管する。②特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合は、廃棄した記録を保存する。といった運用を徹底している。これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月17日	5.評価実施機関における担当部署	①部署 福祉保健部 保健センター ②所属長 所長 安井 修	①部署 健康医療部 保健センター ②所属長 所長 北川 幸子	事後	
平成28年11月17日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	請求先 吹田市市民生活部市民相談室情報公開課 住所:〒564-8550 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号 電話番号:06-6384-1456	請求先 吹田市役所 市民部 市民総務室 住所:〒564-8550 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号 電話番号:06-6384-1456	事後	
平成28年11月17日	8.特定個人情報ファイルの取扱に関する問い合わせ	吹田市役所 福祉保健部 保健センター 住所:〒564-8550 大阪府吹田市出口町19番2号(吹田市立総合福祉会館3階) 電話番号:06-6339-1212	吹田市役所 健康医療部 保健センター 住所:〒564-0072 大阪府吹田市出口町19番2号(吹田市立総合福祉会館3階) 電話番号:06-6339-1212	事後	
平成28年11月17日	1.対象人数	いつの時点の計数か 平成27年4月1日	いつの時点の計数か 平成28年8月1日	事後	
平成28年11月17日	2.取扱者数	いつの時点の計数か 平成27年4月1日	いつの時点の計数か 平成28年8月1日	事後	
平成29年9月6日	1.対象人数	いつの時点の計数か 平成28年4月1日	いつの時点の計数か 平成29年8月1日	事後	
平成29年9月6日	2.取扱者数	いつの時点の計数か 平成28年4月1日	いつの時点の計数か 平成29年8月1日	事後	
平成30年8月22日	1.対象人数	いつの時点の計数か 平成29年8月1日	いつの時点の計数か 平成30年8月1日	事後	
平成30年8月22日	2.取扱者数	いつの時点の計数か 平成29年8月1日	いつの時点の計数か 平成30年8月1日	事後	
平成31年4月11日	1.対象人数	いつの時点の計数か 平成30年8月1日	いつの時点の計数か 平成31年2月1日	事後	
平成31年4月11日	2.取扱者数	いつの時点の計数か 平成30年8月1日	いつの時点の計数か 平成31年2月1日	事後	
平成31年4月11日	IV リスク対策	<新規>	評価書のとおり	事後	
令和2年1月31日	1.対象人数	いつの時点の係数か 平成31年2月1日	いつの時点の係数か 令和2年1月31日	事後	
令和2年1月31日	2.取扱者数	いつの時点の係数か 平成31年2月1日	いつの時点の係数か 令和2年1月31日	事後	
令和2年1月31日	4.特定個人情報ファイルの取り扱いの委託	[○]委託しない	[ ]委託しない	事後	
令和2年1月31日	8.監査	[○]自己点検 [ ]内部監査	[○]自己点検 [○]内部監査	事後	
令和2年4月30日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	②法令上の根拠 1.情報提供の根拠 ・番号法第19条第7号別表第二第26・56の2・87項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第19・30・44条  2.情報照会の根拠 ・番号法第19条第7号別表第二第70項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第39条	②法令上の根拠 1.情報提供の根拠 ・番号法第19条第7号別表第二の第26・56の2・69の2・87の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第19条・30条・38の3条・44条  2.情報照会の根拠 ・番号法第19条第7号別表第二の第69の2・70の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第38の3条・39条	事前	
令和2年4月30日	1.対象人数	いつの時点の計数か 令和2年1月31日	いつの時点の計数か 令和2年4月1日	事後	
令和2年4月30日	2.取扱者数	いつの時点の計数か 令和2年1月31日	いつの時点の計数か 令和2年4月1日	事後	
令和3年9月3日	I.関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1.情報提供の根拠 ・番号法第19条第7号別表第二の第26・56の2・69の2・87の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第19条・30条・38の3条・44条  2.情報照会の根拠 ・番号法第19条第7号別表第二の第69の2・70の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第38の3条・39条	1.情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号別表第二の第26・56の2・69の2・87の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第19条・30条・38の3条・44条  2.情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号別表第二の第69の2・70の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第38の3条・39条	事後	
令和3年9月3日	5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	所長	センター長	事後	
令和4年7月22日	5.評価実施機関における担当部署 ①部署	健康医療部 保健センター	健康医療部 母子保健課	事後	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月22日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	センター長	課長	事後	
令和4年7月22日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ連絡先	吹田市役所 健康医療部 保健センター 住所: 〒564-0072 大阪府吹田市出口町19番2号(吹田市立総合福祉会館3階) 電話番号: 06-6339-1212	吹田市役所 健康医療部 母子保健課 住所: 〒564-0072 大阪府吹田市出口町19番2号(吹田市立保健センター3階) 電話番号: 06-6339-1214	事後	
令和4年7月22日	1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和4年6月30日時点	事後	
令和4年7月22日	2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和4年6月30日時点	事後	
令和6年12月16日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	①健康情報管理システム(母子保健) ②団体内統合宛名システム ③中間サーバー	①健康情報管理システム(母子保健) ②団体内統合宛名システム ③中間サーバー ④ぴったりサービス	事後	特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外
令和6年12月16日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表第一第49項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第40条	・番号法第9条第1項別表70の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第40条	事後	特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外
令和6年12月16日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号別表第二の第26・56の2・69の2・87の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令 で定める事務を定める命令第19条・30条・38の3条・44条  2. 情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号別表第二の第69の2・70の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令 で定める事務及び情報を定める命令第38の3条・39条	1. 情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48、71、80、95、112の項 2. 情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95、96の項	事後	特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外
令和6年12月16日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	①健康医療部 母子保健課 ②課長	①児童部 すこやか親子室 ②室長	事後	特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外
令和6年12月16日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	吹田市役所 健康医療部 母子保健課 住所: 〒564-0072 大阪府吹田市出口町19番2号(吹田市立保健センター3階) 電話番号: 06-6339-1214	吹田市役所 児童部 すこやか親子室 住所: 〒564-0072 大阪府吹田市出口町19番2号(吹田市立保健センター3階) 電話番号: 06-6339-1214	事後	特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外
令和6年12月16日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和4年6月30日時点	令和6年11月15日時点	事後	特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外
令和6年12月16日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年6月30日時点	令和6年11月15日時点	事後	特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外
令和6年12月16日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠	-	十分である	事後	特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外
令和6年12月16日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠	-	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性の確認を実施している。このような対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外
令和6年12月16日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	-	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外
令和6年12月16日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	-	十分である	事後	特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外
令和6年12月16日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠	-	特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じている。具体的には、①特定個人情報を含む書類は施錠できる書棚等に保管する。②特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合は、廃棄した記録を保存する。といった運用を徹底している。これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	特定個人情報保護評価指針の重要な変更の対象外